

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第12条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本業務における特記仕様事項を記載)

1 業務目的

本業務は、「R5徳土 栗田漁港海岸 鳴・北灘栗田 栗田漁港海岸 海岸保全施設長寿命化計画策定業務」において、健全度Bと評価された栗田漁港海岸の防潮堤（防潮護岸①、L=150.0m）について、当初の機能回復を目的とした補修設計を実施するものである。

2 業務内容

(1) 設計計画

本業務の目的を十分に理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュール等を検討し、業務計画書を作成する。

(2) 既存資料の収集整理

検討に必要な資料を収集し、整理する。

主な資料として、対象施設の当初設計図書、長寿命化計画書、UAV測量による三次元点群データなどがあげられる。

(3) 劣化部調査

1. 現地調査

既存の長寿命化計画書及び関連資料を収集して整理、把握すると共に、長寿命化計画書における点検、評価結果を踏まえて、劣化・変状部（ひび割れ・断面欠損等）の詳細調査を行って健全度を評価し、修繕対策が必要な箇所を把握して整理する。

2. 調査結果図（展開図作成）

劣化・変状部（ひび割れ・断面欠損等）の詳細調査結果を基に、劣化・変状状況について調査結果図（展開図）を作成し、修繕対策が必要な箇所の規模・範囲をとりまとめる。

(4) 防潮堤補修設計

1. 設計条件の検討

施設に必要とされる機能条件を確認し、修繕設計に関する設計条件を検討して設定する。

2. 工法比較検討

修繕対策が必要な劣化・変状部（ひび割れ・断面欠損等）について、修繕工法の比較検討を行い、構造安定性、経済性、施工性等に留意して最適な工法を選定する。

また、防潮堤については、設計波高を用いてブロックの安定計算を行い、必要なブロック質量を算出する。さらに、算出された必要質量に対して2ランク上までのブロックについて比較・検討を行い、加えて、消波ブロックの種類や積み方についても検討を行うことで、経済性や景観性などを踏まえた標準断面を設定し、最適な断面形状を決定する。

3. ブロックの所定質量を検討するために外力条件を見直す。沖波諸元については、監督員と協議の上決定する。決定した沖波諸元を元に、エネルギー平衡方程式による波浪変形計算を行い所要の設計はを算定する。

4. 本体設計

比較検討で選定された工法により、必要な構造部材等の検討をして修繕設計を行う。

5. 設計図書作成

設計結果に基づき、工事に必要な設計図の作成をする。

6. 数量計算

数量算出要領に基づき、工事に必要な数量計算をする。

7. 施工計画

上項で決定した標準断面計画及び平面計画等に基づき、工事発注及び施工に必要な設計図を作成する。

(5) 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を作業中間会談及び作業終了後に行い、照査報告書にとりまとめる。

(6) 報告書作成

業務の目的と仕様書を踏まえて、業務成果をとりまとめた報告書えお作成する。

提出する成果品は次のとおりとする。

1 報告書（紙媒体：A4 チューブファイル綴り） 1部

2 電子成果品（電子媒体） 2部（正副各1部）